

議案第8号

図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成30年3月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

図書館条例施行規則の一部を改正する規則

図書館条例施行規則（昭和49年横須賀市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により図書館カードの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、館長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 他市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき、図書資料の館外利用を受けることができるとされている者

第2条第3項中「10冊以内」の次に「（前項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した冊数を限度とする。第7条第2項において同じ。）」を加える。

第2条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。

第2条の2第3項中「第2条第3項」を「前条第3項」に改める。

第3条第1項中「来館できないもの」の次に「（第2条第2項第2号に該当する者を除く。）」を加える。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。

第10条第1項中「するときは」を「するとき（第2条第2項第2号に該当する者にあつては、協定において利用が認められている場合に限る。）は」に改める。

第13条の見出し中「パーソナルコンピュータ」の次に「及び無線LANサービス」を加え、同条に次の1項を加える。

3 館内に設置された無線LANサービスを利用できる者は、館長が定める要

件を満たした者とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

横浜市立図書館と相互利用協定を結ぶこと、中央図書館において無線LANサービスの提供を開始することと、その他所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

2 前項の規定により図書館カードの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、館長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 他市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき、図書資料の館外利用を受けることができるとされている者

(個人の館外利用)

第2条 個人が館外で資料を利用しようとするときは、貸出利用申込書(第1号様式)に個人の身元を確認できる書類その他の館長が必要と認める書類を添えて館長に提出し、図書館カード(第2号様式)の交付を受けなければならない。

~~2 前項の規定による図書館カードは、市内に居住し又は通勤し若しくは通学する者に対して交付する。ただし、館長が特に必要と認めた者は、この限りでない。~~

3 図書館カードにより貸出しを受けることができる図書資料は10冊以内とし、貸出期間(図書館条例第3条第1項第2号及び第3号に規定する期間は算入しないものとする。以下同じ。)は15日以内とする。ただし、他の利用者の予約がない場合は、電話等により、1回に限り、貸出期間延長の申し出があった日から15日を限度として、貸出期間を延長することができる。

4 館長は、業務上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、貸出期間及び貸出冊数を増やすことができる。

5 貸出利用申込書の記入事項に変更を生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(前項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した冊数を限度とする。第7条第2項において同じ。)

(個人の館外利用の特例)

第2条の2 図書館カードの所有者のうち、郵送等による送付の利用の登録を受けたものは、郵送等による送付により資料の貸出しを受けることができるものとする。

- 2 前項に規定する郵送等に係る費用は、貸出しを受けた者の負担とする。
- 3 ^前第2条第3項の規定に関わらず、郵送等による送付の利用による貸出期間(郵送等に要する日数を含む。)は、19日以内とする。

ただし、前条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。

(第2条第2項第2号に該当する者を除く。)

(障害者に対する館外利用)

第3条 身体に障害がある者で図書館に来館できないものは、図書館において登録を受けた場合は、郵送等により図書資料の貸出しを受けることができるものとする。

- 2 前項に規定する郵送等に係る費用は、市の負担とする。
- 3 第2条第3項の規定にかかわらず、貸出期間(郵送等に要する期間を含む。)は30日以内とする。

ただし、第2条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。

(予約)

第4条 図書館カードの所有者は、利用者端末、電話及びインターネット等により、10冊を限度として、図書資料の館外貸出等の予約をすることができる。

- 2 前項の予約を受けた図書資料が貸出可能となったときは、予約をした者に連絡をするものとする。この場合において、貸出可能となった日から15日以内に連絡がとれなかったときは、当該予約を無効とする。
- 3 第1項の予約を受けた図書資料は、前項の連絡がとれた日から15日間取り置くものとする。

(第2条第2項第2号に該当する者にあつては、協定において利用が認められている場合に限る。)

(視聴覚資料の館外利用)

第10条 視聴覚資料を館外で利用しようとするときは、図書館カードを提示するものとする。

2 前項の規定により利用できる視聴覚資料は3本以内とし、貸出期間は8日以内とする。この場合において、当該貸出期間は、延長することができない。

及び無線LANサービス

(パーソナルコンピュータの利用)

第13条 館内に設置されたパーソナルコンピュータを利用しようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。

2 前項に規定するパーソナルコンピュータの利用は、原則として1日1回とし、1回につき30分を限度とする。

3 館内に設置された無線LANサービスを利用できる者は、館長が定める要件を満たした者とする。

図書館条例施行規則中改正について

1 改正の理由

本市と横浜市の「横須賀市立図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定書」締結に伴う貸出条件等の事項について整備を行うため。また、館内無線 LAN サービス利用に伴う利用条件等の事項について整備を行うため。

2 改正の内容

(第 2 条関係)

協定による交付ができる利用者として、第 2 項第 2 号に新たに規定する。

第 3 項に規定されている貸出冊数等について、第 2 項第 2 号の利用者は、別途規定する。

第 2 条の 2 に第 2 条第 2 項第 2 号の利用者については別途規定する。

(第 3 条関係)

第 2 条第 2 項第 2 号の利用者について除外を規定する。

(第 4 条関係)

第 2 条第 2 項第 2 号の利用者については別途規定する。

(第 10 条関係)

第 2 条第 2 項第 2 号の利用者については別途規定する。

(第 13 条関係)

館内無線 LAN サービス利用の規定を追加する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日施行

	横須賀市 在住・在勤・在学	鎌倉・逗子・三浦 ・葉山在住	横浜市在住
第 2 条第 2 項 図書館カード作成	—	可	可
第 2 条第 3 項 貸出冊数・期間	10 冊・15 日間	10 冊・15 日間	6 冊・15 日間
第 2 条の 2 郵送(宅配)貸出利用	可	可	不可
第 3 条第 1 項 障害者の郵送利用	可	不可	不可
第 4 条第 1 項 予約・リクエスト	予約：可 リクエスト：可	予約：可 リクエスト：不可	予約：不可 リクエスト：不可
第 10 条第 1 項 視聴覚資料の館外利用	可	可	不可
第 13 条第 3 項 館内 P C ・館内無線 LAN	可	可	可